

石 金 造

ISHIZUCHI

7

共済だより

平成 22 年(2010)

Vol.259



桃(松野町)

平成21年度決算の概要	2
貸付事業・物資供給事業のご利用条件が変わります！	8
貸付規程及び物資供給規程の一部改正	9
「団体信用生命保険事業」中途加入のご案内	9
被扶養者の資格調査を実施します！	10
退職予定者相談会開催	11
家族の医療費が増加傾向	12
平成21年度病類別医療費	13
家族の新生物の医療費が大幅増	13
育児休業手当金の支給対象期間が改正されました！	13
特定健康診査を受けましたか？	14
ライフプランセミナーを開催します！！	14
えひめファミリー健康相談・メンタルヘルスカウンセリング	15
共済組合職員募集	15

CONTENTS

平成21年度 決算の概要

平成21年度の決算が、5月31日に開催された第176回組合会で承認されました。
各経理の決算概要は次のとおりです。

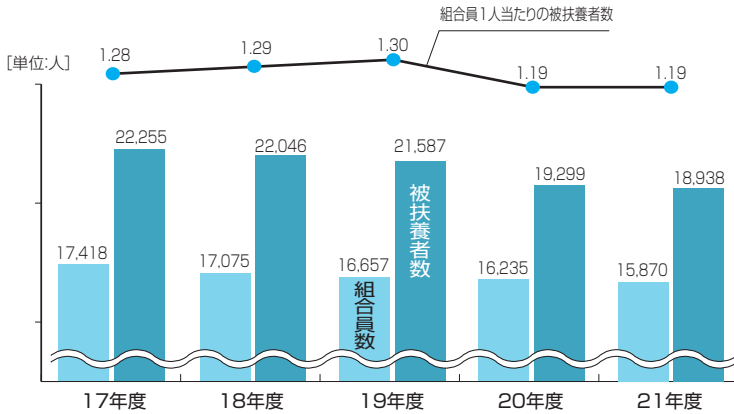
経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	9,679,340	9,728,495	△ 49,155
	589,550	615,731	△ 26,181
長期経理	21,335,992	21,335,992	0
預託金管理経理	291,654	291,654	0
業務経理	258,423	251,487	6,936
保健経理	429,162	572,575	△ 143,413
宿泊経理	408,213	136,797	271,416
貯金経理	992,087	603,495	388,592
貸付経理	323,606	328,638	△ 5,032
物資経理	22,994	27,866	△ 4,872

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

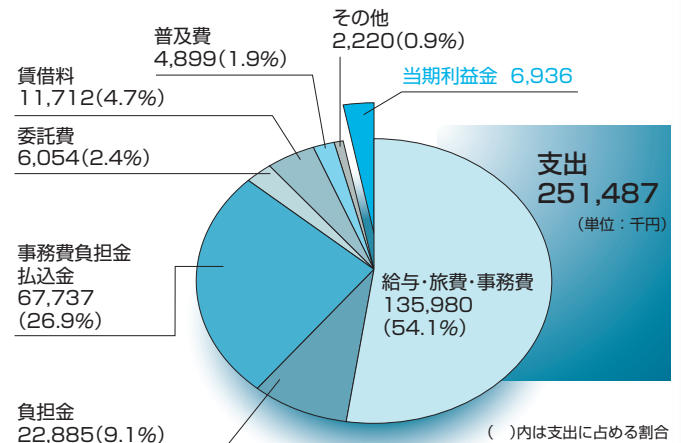
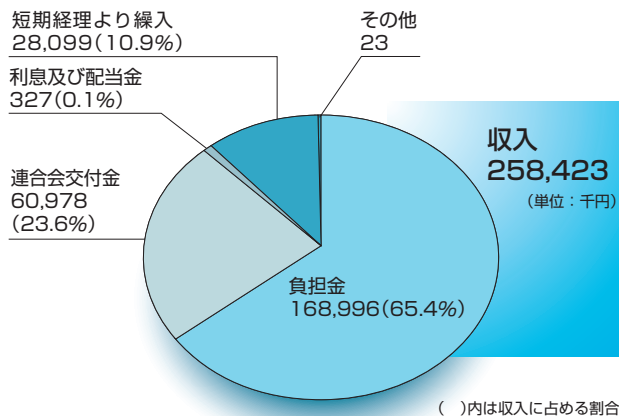
組合員数と被扶養者数の推移(任意継続組合員を除く。)



この経理は、共済組合が短期給付、長期給付等の事業を行うための事務に要する費用を賄う経理です。
財源は、地方公共団体負担金(短期給付分)、短期経理からの繰入金及び全国連合会から交付される連合会交付金(長期給付分)などで、収入総額は2億5840万円となりました。
一方、支出総額は、事務費、委託費など諸経費の節減に努めた結果、2億150万円となりました。
収支決算の結果、690万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



業務経理



短期経理

〈短期給付関係〉

20年度に引き続き全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という)の財政調整事業・特別財政調整事業の適用を受けることとして、財源率を前年度より1・3%引き上げ運営してまいりました。

収入総額は、短期掛金・負担金、全国連合会からの交付金など、96億7930万円、前年度と比べて9200万円の減少となっています。

一方、支出総額は、法定給付・附加給付等46億3610万円など、97億2850万円、前年度と比べて、9690万円増加しています。

また、高齢者医療制度等に支出する額は、支出総額の43%を占め、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金34億4240万円と老人保健・退職者給付拠出金3億2250万円をあわせて37億6490万円とな

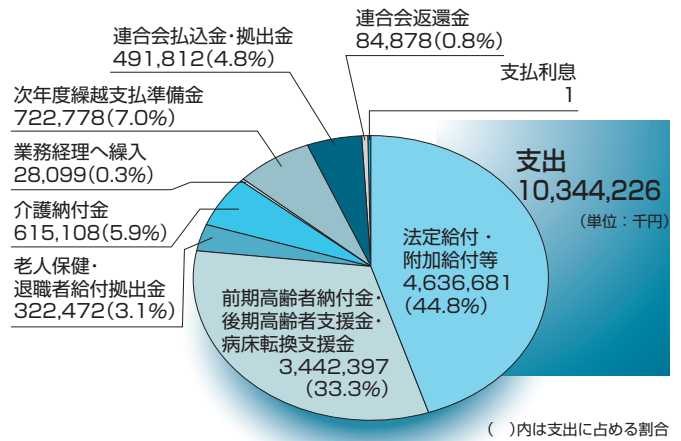
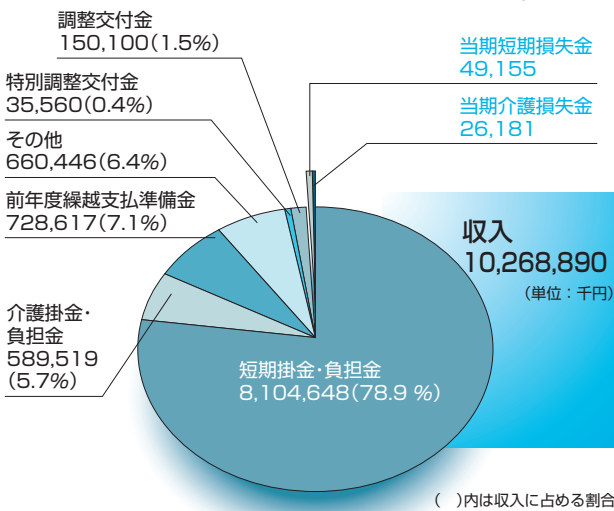


り、前年度より9200万円の増加となりました。

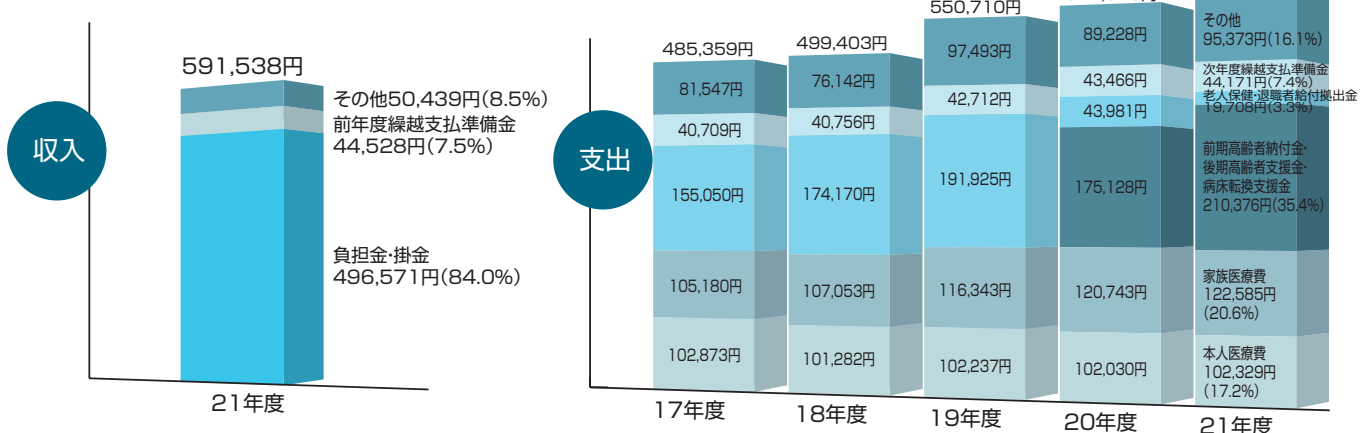
収支決算の結果、4920万円の当期短期損失金を計上することとなり、前年度から繰り越した短期積立金を取り崩して補てんしました。

〈介護保険関係〉

20年度と同率の8・50%の財源率で運営しましたが、給与改定の影響もあり、2620万円の当期介護損失金を計上しましたので前年度から繰り越した介護積立金を取り崩して補てんしました。なお、不足する1940万円は、介護繰越欠損金として、翌年度へ繰り越しました。



組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



貸付経理

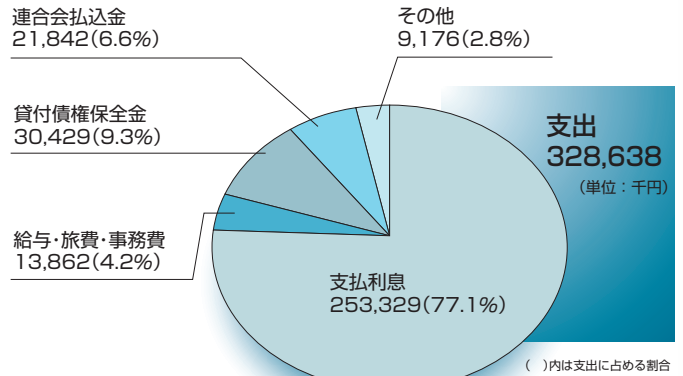
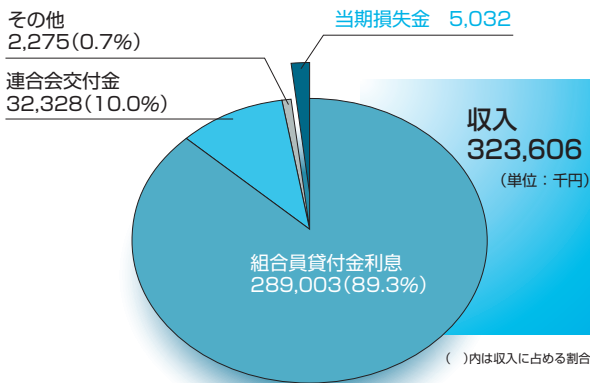


収入総額は、組合員貸付金利息2億8900万円などの3億2360万円でした。

一方、支出総額は、支払利息2億5330万円などの3億2860万円となりました。

収支決算の結果、500万円の当期損失金を計上しましたが、この当期損失金は、前年度から繰り越した欠損金補てん積立金の一部を取り崩して補てんしました。

組合員貸付金は、減少の傾向が続いており、前年度に比べ新規の貸付件数で30件、また、貸付金額で8990万円の減少がみられ、21年度末の組合員貸付金は、11億8770万円減少し、103億490万円となりました。



組合員貸付金の状況

平成20年度
合計5,416件
114億9,257万円
(平成21年3月31日現在)

住宅貸付 2,212件 85億5,219万円(74.4%)

普通貸付
2,354件
19億8,069万円
(17.2%)

特別貸付 792件
8億807万円(7.0%)

災害貸付 5件 2,901万円(0.3%)

在宅介護対応住宅貸付 53件
1億2,261万円(1.1%)

平成21年度
合計5,002件
103億490万円
(平成22年3月31日現在)

住宅貸付 2,038件 76億2,379万円(74.0%)

普通貸付
2,145件
17億8,128万円
(17.3%)

災害貸付 4件 2,322万円(0.2%)

在宅介護対応住宅貸付 51件
1億1,536万円(1.1%)

特別貸付 764件
7億6,125万円(7.4%)

()内は特別貸付の内訳

医療	1件	82万円
入学	342件	2億6,388万円
修学	313件	4億1,321万円
結婚	102件	7,946万円
葬祭	6件	388万円

えひめ共済会館は、耐震補強改修工事を終え、本年6月から、安全・安心な施設として営業を再開しております。会議室の増室、レストラン「結の樹」の新規オープン、客室テレビの地上デジタル化、客室及び会議室におけるインターネット接続等、組合員の皆さまのニーズに少しでもお応えできるように環境を整え、ご利用を心からお待ちしております。

えひめ共済会館は、12月から耐震補強改修工事による休館のため、4月から11月までの8カ月の営業となりました。収入総額は、施設収入6470万円、保健経理からの当該工事等に係る繰入金2億1010万円などを含め、4億820万円、一方、支出総額は、1億3680万円となりました。

収支決算の結果、2億7140万円の当期利益金を計上し、欠損金補てん積立金860万円とあわせて2億8000万円を改良積立金に積み立てました。

宿泊経理



平成21年度決算概要

収入総額は、掛金・負担金、全国連合会からの交付金など、4億2,920万円で、前年度と比べて930万円の増加となっています。

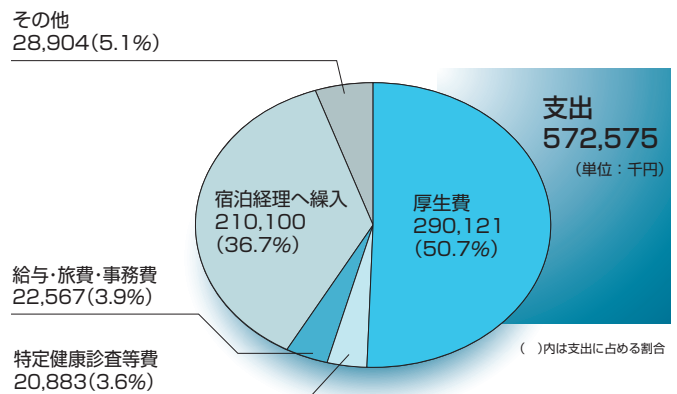
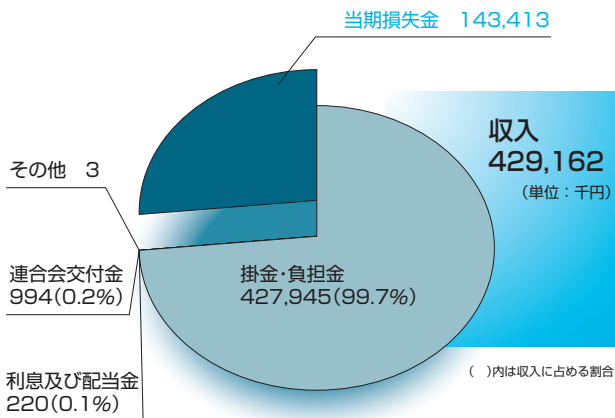
一方、支出総額は、人間ドック等厚生費が2億9,010万円、宿泊経理への繰入金2億1,010万円等で、5億7,260万円となりました。

収支決算の結果、1億4,340万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金の一部を取り崩して補てんしました。

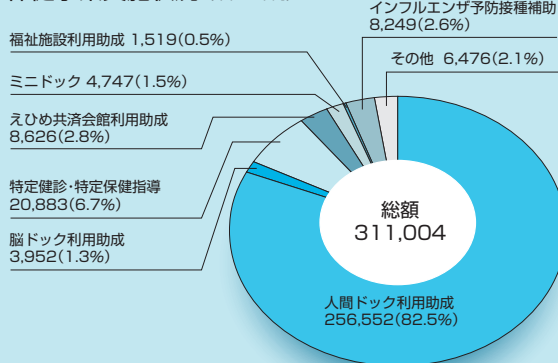
また、厚生費のうち、20年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導に関する費用は2,090万円、また、保健事業費の83.8%を占める人間ドック・脳ドックは、前年度より、3740万円減少し、2億6,050万円となりました。



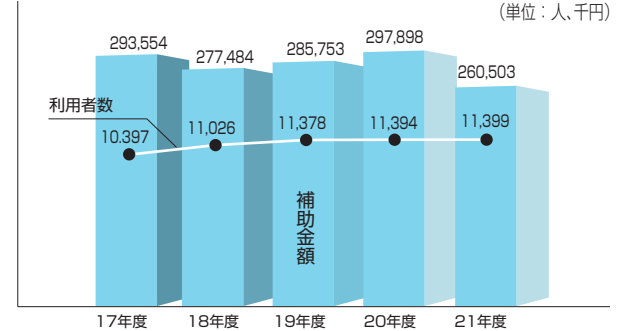
保健経理



保健事業実施状況 (単位: 千円)

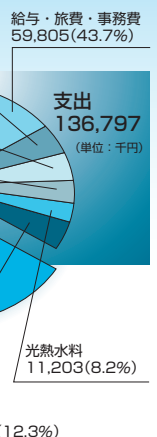
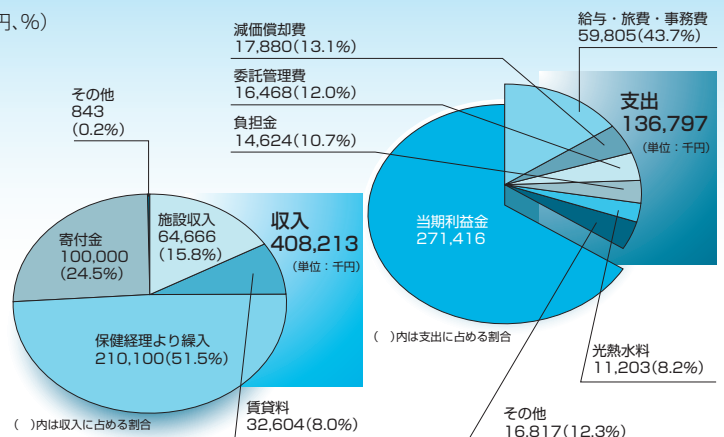
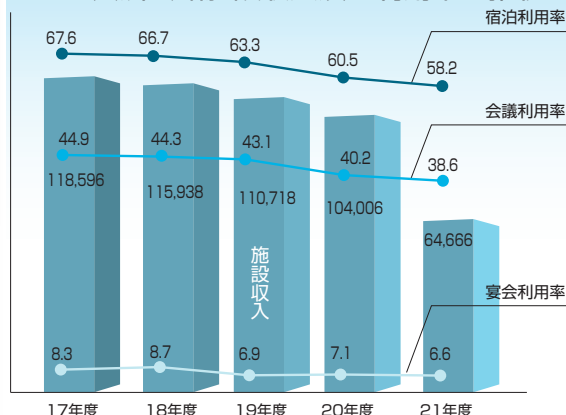


人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移 (単位: 人, 千円)

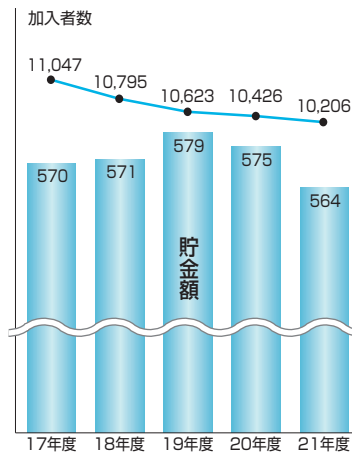


(備考) 1 平成14年度から自己負担割合を1日ドックについては10/100から15/100に、2日ドックについては10/100から30/100に引き上げた。
 2 平成16年度から脳ドック利用助成(自己負担割合15/100)を開始した。
 3 平成18年度から1日ドック及び脳ドックの自己負担割合を20/100に、2日ドックを40/100に引き上げた。
 4 平成21年度から人間ドック等利用助成方法を定率助成から定額助成(24,000円)へと変更した。

えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移 (単位: 千円, %)



貯金額・加入者数の推移 (単位:人、億円)



共済貯金の組合員加入率は、62・52%、また、貯金総額は564億880万円となりました。

一方、支出総額は、支払利率を0・5%引き下げ1・0%とした結果、支払利息5億5970万円などの6億350万円となりました。

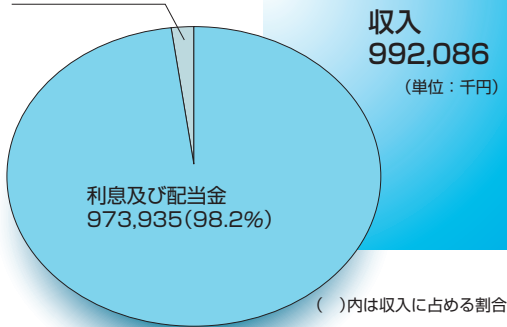
収支決算の結果、3億8860万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

組合員数の減少などの影響により、貯金残高及び共済貯金の運用収入が減少し、収入総額は、前年度と比較して1890万円減少の9億9210万円となりました。

貯金経理

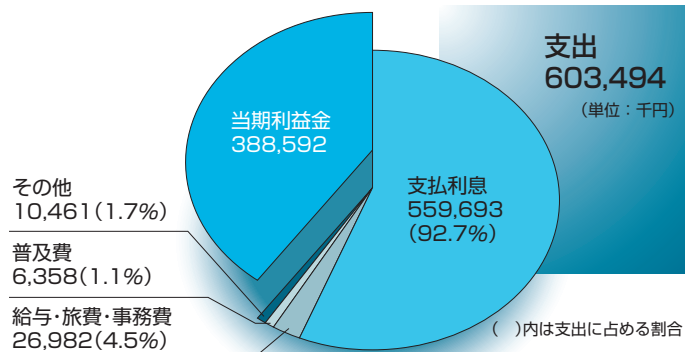


その他
18,151
(1.8%)



()内は収入に占める割合

支出
603,494
(単位:千円)



()内は支出に占める割合

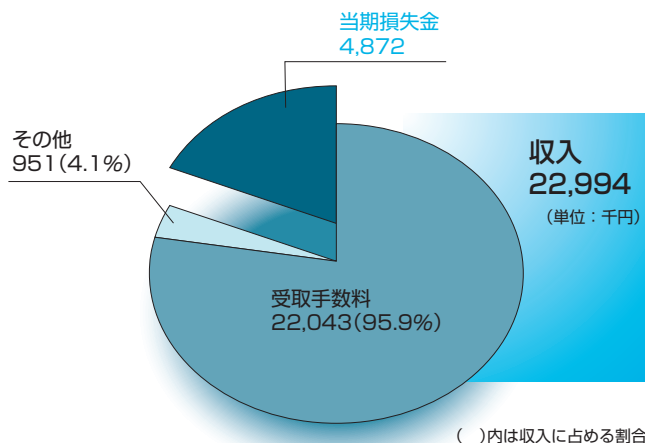
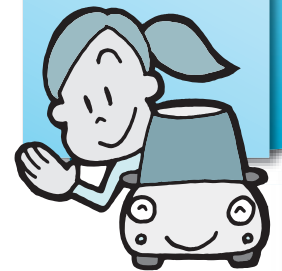
物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	221	306,184	96.8
自動二輪車	11	7,212	2.3
時計・貴金属	3	200	0.1
電気製品	1	112	0.0
その他	9	2,516	0.8
合計	245	316,224	100.0

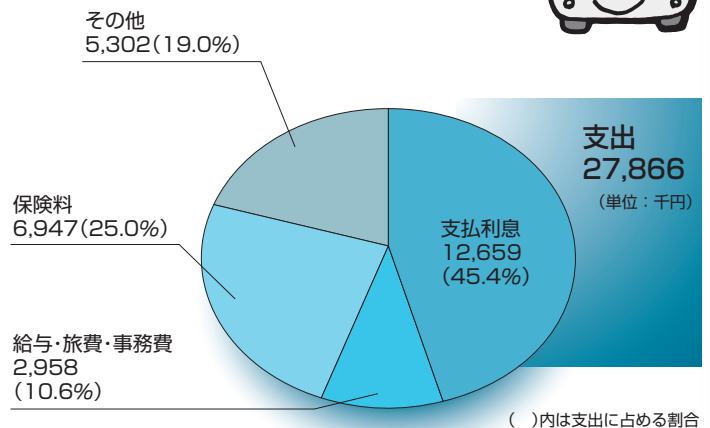
物資の販売件数は昨年とほぼ同じの245件でしたが、自動車の販売金額の増加により、前年度より340万円増加の3億1620万円となっています。

収入総額は、受取手数料などの2300万円で、支出総額は、支払利息などの2790万円となりました。

物資経理

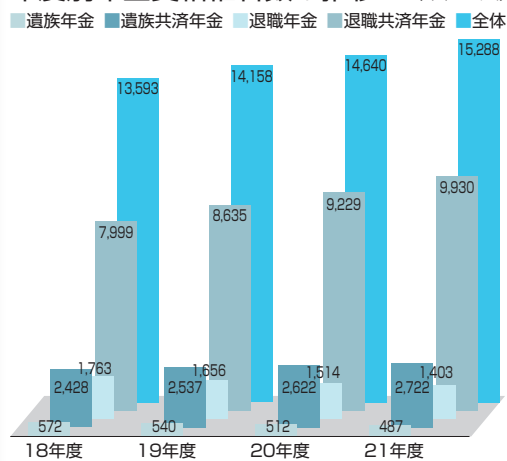


()内は収入に占める割合



()内は支出に占める割合

年度別年金受給権者数の推移 (単位：人)



金額、全国連合会へ納付しました。
また、年金受給者数は前年度より648人増加し、15288人となり、退職共済年金受給者数は9930人、退職共済年金受給者の平均年金額は144万2504円となりました。

長期経理

この経理は、年金の給付に係る掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理となっております。
これにより、21年度中に収納した掛金・負担金213億3600万円は、

第176回組合会において「医療保険制度及び年金制度に関する決議」が次のとおり採択されました。

医療保険制度及び年金制度に関する決議

少子高齢社会の急速な進展、また、社会経済情勢の大きな変動の中で、医療保険制度や公的年金制度等の社会保障制度を将来にわたり持続可能な制度として、国民の信頼を取り戻すことが求められている。

医療保険制度については、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年度から新たな高齢者医療制度が創設されたが、制度に対する拠出金等の負担増に伴い、被用者保険全体は財政危機に直面している状況となっている。

本組合においても、医療費の支払額は減少傾向にあるものの、組合員の減少や給与総額の伸びが見込めないことから掛金・負担金収入が大幅に減少する財政状況の中、平成22年度では短期経理における支出の46%を占める高齢者医療制度への拠出金等の負担は、大きな財政圧迫要因となっており、大変厳しい事業運営を強いられている。

また、厚生労働省から示された協会けんぽの財政問題への対応策は、さらなる財政悪化を招くものである。

厚生労働省は、平成25年4月に導入される予定の後期高齢者医療制度廃止後の新制度について、65歳以上は市町村が運営する国民健康保険に原則加入することとして、高齢者医療制度改革会議で検討を行っているが、共済組合などの負担増の感が拭えず先行きに不安を抱かずにはいられない。

一方、年金制度については、昨年の衆議院解散に伴い被用者年金一元化法案が廃案となり、その後、新たに政権を担うこととなった民主党の平成21年総選挙マニフェストにおいて例外なく一元化することとして、そのための法律を平成25年度までに成立させることとしている。

今後、職種に関わらず全ての人同一の年金制度に加入し、所得が同じなら同一の保険料を負担し、その保険料に基づく所得比例年金を創設するとともに、消費税を財源とする最低保障年金を設け、全ての人7万円以上の年金を受給できるものとするなどを骨格とする年金制度改革の具体的検討が進められることとなるが、その改革の動きには、私たちの共済年金制度に大きな影響が及ぶ内容が含まれている。

については、以上の状況を踏まえ、共済組合制度の目的たる組合員及びその被扶養者並びに年金受給者の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、地方公務員共済組合制度の根幹となる医療保険制度及び年金制度の健全な運営が将来にわたり維持されるよう、特に下記の事項について強く要望する。

記

1 医療保険制度関係

- 後期高齢者医療制度廃止後の新制度の検討に当たっては、高齢者医療制度の問題点を根本的に見直し、地方公共団体及び組合員の保険料負担の軽減に繋がるよう、国庫負担の拡大を図る等、高齢者医療制度への納付金、支援金等の負担方法について、納得できる仕組みに再構築すること。
- 協会けんぽに対する財政対策として被用者保険制度における後期高齢者支援金の負担方法の変更は、さらなる短期給付財政の悪化を招致するものであるため、共済組合等他の被用者保険の負担に転嫁することのないよう見直しを行うこと。

2 年金制度関係

- 年金制度の一元化の具体的検討に当たって、特に共済年金の職域部分については、公務員の職務上の制約や特殊性を踏まえて導入された経緯を尊重するとともに、公的年金に加え企業年金が設けられている民間企業の退職給付の現状に鑑み、官民の均衡を図る観点からも、公務員制度としての仕組みを維持すること。
- 地方公務員共済組合については、公務員制度の一環として総合的社会保険制度を運営するうえで効率的な組織として構成されているので、年金の一元化後も引き続き年金を含めた総合的な運営の確保が図られるようにすること。

以上、決議する。

平成22年5月31日

愛媛県市町村職員共済組合 第176回組合会

年金受給者数及び平均年金額

(単位：人、円)

区分	受給者数	平均年金額
退職共済年金	9,930	1,442,504
遺族共済年金	2,722	1,352,149
退職年金	1,403	2,309,744
遺族年金	487	1,207,529

この経理は、全国連合会が管理する年金積立金の資金の一部を構成組合が預託を受け、管理・運用するための経理です。

預託金管理経理

構成組合で管理・運用することができる資金は、縁故地方債や貸付・物資経理への貸付金のほか、18年度末の長期給付経理資産総額の3%（前年度は4%）を定期預金等により短期運用する資金で、これらにより生じた21年度の利息及び配当金に係る運用収入2億9170万円については、金額、全国連合会へ払い込むこととなります。

貸付事業

●年収に対する償還額の割合により貸付が制限されます

貸付事業の申込時に、給料月額に対する償還額の割合が30%以内であることが貸付の条件となっていました。これに加えて、年収に対する年間償還額(共済組合・銀行・消費者金融・個人等からの全ての借入に対する償還額が対象で、ボーナス時の償還額も含める。)の割合が30%以内であることも貸付条件となります。なお審査に当たって、償還額等を証明する書類のほか、借入状況の確認のため、別途、書類の提出等を求めることがありますのでご協力ください。

●全ての貸付でボーナス併用償還が選択できます

これまで住宅貸付及び災害貸付のみ選択可能だったボーナス併用償還が、貸付金額が100万円以上の場合には全ての貸付(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)で選択可能となります。

ボーナス併用償還では、通常償還に比べて償還期間が短く、毎月償還額も少なくなります。なお、ボーナス償還額は、毎月償還額の3倍の額となります。

平成22年
8月から

物資供給事業

貸付事業

ご利用条件が変わります！

貸付事業、物資供給事業のご利用条件等が、平成22年8月の申込受付分から一部変更されます。主な変更内容は次のとおりです。

借入状況等申告書									
1 借入状況									
※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。									
住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無	信用金庫	有・無
信用組合	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無	地方公共団体による住宅融資等	有・無
	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無		有・無
※上記で「有」に○印したものについて、以下に記入してください。									
他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分				新規借入分				
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
計				(A)	(F)			(B)	(G)
共済組合からの借入状況記入欄									
貸付種類	既借入分				新規借入分				
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
計				(C)	(H)			(D)	(I)
毎月の償還額 (A) + (B) + (C) + (D) = 円 (E)									
ボーナス償還額 (F) + (G) + (H) + (I) = 円 (J)									
2 給料月額に対する毎月の償還額の割合									
毎月の償還額(E)			給料月額(K)			割合% [E ÷ K × 100]			
円			円			%			
※給料月額(K)に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。									
3 年収額に対する年間償還額の割合									
年間償還額 (E × 12 + J × 2)			年収額 (K × 12 + K × 4)			割合% [L ÷ M × 100]			
円			円			%			
※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。									

物資供給事業

●年収に対する償還額の割合により利用が制限されます

物資供給事業の申込時に、給料月額に対する共済組合(貸付事業及び物資供給事業)への償還額の割合が30%以内であることが利用の条件となっていました。これに加えて、年収に対する共済組合(貸付事業及び物資供給事業)への年間償還額(ボーナス時の償還額を含める。)の割合が30%以内であることも利用条件となります。



貸付規程及び物資供給規程の一部改正 本則利率の引上げ 当面の利率はそのまま

平成 22 年 5 月 31 日に開催された第 176 回組合会において、組合員貸付規程及び組合員物資供給規程の本則で定める貸付利率及び物資償還利率を引上げることとする規程の一部改正が議決されました。

貸付及び物資事業は、共済年金の積立金から借り入れた資金を基に貸付け及び立替払いを行っております。今回の引上げは、この年金資金からの借入利率が、昨年の年金財政再計算を踏まえ年 3.2% から年 4.1% に引上げられたことによるもので、今後も、経済金融情勢等により変動することが予想されます。

今回の改正により財政融資資金利率(※ 1)の変動に応じた貸付利率及び物資償還利率は、現在償還中のものも含め、次表のように改正されます。

なお、現在は、財政融資資金利率が年 2.4% 以下(平成 22 年 4 月 1 日現在 年 1.3%) であることから、貸付利率及び物資償還利率は、現行の利率(貸付利率 年 2.66%、物資償還利率 年 2.90%) のままです。償還額に変更はありません。

また、このことにつきましては、本紙等で順次ご案内してまいります。

普通貸付・住宅貸付・特別貸付の貸付利率

財政融資資金利率※1	改正前※2	改正後※2
2.4%以下	2.66%	2.66%
2.5%	2.76%	2.76%
2.6%	2.86%	2.86%
2.7%	2.96%	2.96%
2.8%	3.06%	3.06%
2.9%	3.16%	3.16%
3.0%	3.26%	3.26%
3.1%	3.36%	3.36%
3.2%	3.46%	3.46%
3.3%	-	3.56%
3.4%	-	3.66%
3.5%	-	3.76%
3.6%	-	3.86%
3.7%	-	3.96%
3.8%	-	4.06%
3.9%	-	4.16%
4.0%	-	4.26%
4.1%	-	4.36%

物資供給事業の償還利率

財政融資資金利率※1	改正前	改正後
2.4%以下	2.90%	2.90%
2.5%以下	3.00%	3.00%
2.6%以下	3.10%	3.10%
2.7%以下	3.20%	3.20%
2.8%以下	3.30%	3.30%
2.9%以下	3.40%	3.40%
3.0%以下	3.50%	3.50%
3.1%以下	3.60%	3.60%
3.2%以下	3.70%	3.70%
3.3%以下	3.80%	3.80%
3.4%以下	-	3.90%
3.5%以下	-	4.00%
3.6%以下	-	4.10%
3.7%以下	-	4.20%
3.8%以下	-	4.30%
3.9%以下	-	4.40%
4.0%以下	-	4.50%
4.1%以下	-	4.60%
4.1%超	-	4.70%

※ 1 : 財政融資資金利率とは、財政融資資金法(昭和 26 年法律第 100 号)第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち、預託期間が 10 年の預託金に係るものの利率をいいます。

※ 2 : 普通貸付、抵当権の設定を要しない住宅貸付、特別貸付については、本利率に、債権保全に係る保険料の一部負担として年 0.06% が加算されます。

貸付事業を ご利用の皆さまへ



団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合、保険金により債務を相殺し、退職手当金を確保することにより組合員とその家族の生活の安定を図ることを目的とする保険制度です。

● 募集対象者

- ◎ 加入(貸付)申込時の健康状態が、下記の告知事項に該当したため加入できなかった方で、その後、状態が改善された方及びその他の未加入の方
- ◎ 平成 22 年 9 月末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)の残高が 50 万円以上あり、満 70 歳未満の方

告知日現在、正常に就業し、かつ過去 3 年以内に次の病気で連続 2 週間以上の入院をしていないこと。

告知事項

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリプ・糖尿病・リウマチ・膠原病

一度、団信を脱退された場合の再加入はできません。

● 保険金額

平成 22 年 9 月末日の貸付金残高を 10 万円単位に切り上げた金額です。

2 年目からは、毎年 9 月末日の残高を保険金額とします。

● 保障開始日

平成 22 年 12 月 1 日からとなります。

● 特約保証料(保険料)

保険金額 10 万円につき、月額 20 円(年額 240 円)です。

初回の払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から 1 年分を平成 22 年 12 月に引き落とし、2 年目以降も毎年 12 月に引き落とされます。

(参考) 9 月末日貸付金残高 3,973,818 円の場合
400 万円に切上げ
400 万円 ÷ 10 万円 × 20 円 = 800 円
800 円 × 12 月 = 9,600 円(年額保険料)

● 加入申込手続

平成 22 年 9 月 21 日(火)までに共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

● その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長 3 年間、毎月の返済金額を補填するもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額 ÷ 12) 1 万円当たり 96 円です。

(参考) 平均返済月額が 21,742 円の場合
21,742 円 ÷ 10,000 円 × 96 円 = 209 円
209 円 × 12 月 = 2,508 円(年額保険料)

被扶養者の資格調査を実施します！

共済組合では、毎年「被扶養者の資格調査」を実施しています。この調査は、組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているか、確認するためのもので、本年も7月に次のとおり実施しますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

◆調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。

- ① 平成22年4月以降に認定された者
- ② 平成22年3月以降に更新手続をした者

◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、表1の書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、**扶養手当が支給されている被扶養者**については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取消すこととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

詳しいことは、共済事務担当課(係)又は共済組合総務係(TEL 089・945・6315)へお問い合わせください。

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、**主として組合員の収入により生計を維持していること**、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

(表1) 被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	●在学証明書(平成22年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	●障害者手帳の写、又は診断書(就労に制限を受ける旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	●平成22年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は22年度において改定がない場合は、22年6月分の送金通知書の写)
④ 給与収入のある者	●平成21年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	●平成21年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ●事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	●住民票 ●①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	●被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ●組合員証(遠隔地被扶養者証) ●平成22年度(平成21年分)の所得証明書(更新時) ●求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	●被扶養者申告書 ●認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ●組合員証(遠隔地被扶養者証)

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。



被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

収入について

扶養認定における「収入(表2)」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいいます。

● 給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

● 事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)

● 年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

被扶養者の認定の取扱い

18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、

通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならない理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができます。

1 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)

の観点から、夫婦(父母)の一方の収入が認定限度額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

2 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む。)の3分の1を下回る場合

(表2) 被扶養者認定の収入基準額表

区 分	基準額	
公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など (遺族年金・障害年金を含みます。)	60歳以上の方	年額 180万円
	障害年金を受給している方	
	その他	年額 130万円 (月額 108,334円)
上記以外の収入がある方		
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額 3,612円	

*収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

退職予定者相談会開催

平成22年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・共済年金及び互助会の事業に係る相談会を日程表のとおり開催します。退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、ぜひご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

日程表

	開催年月日	開催場所	対象範囲
平成22年	8月23日(月)	今治市役所	今治市・上島町
	8月26日(木)	西条市役所	西条市
	9月 2日(木)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
	9月 7日(火)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
	10月 4日(月)	四国中央市役所	四国中央市
	10月 5日(火)	新居浜市役所・消防庁舎	新居浜市
	10月18日(月)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町
	10月19日(火)		宇和島市
	11月 4日(木)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町
23平成	11月11日(木)	西予市役所	西予市
	1月20日(木)~21日(金)	松山市役所	松山市
	2月(未定)	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さんは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした開催場所へご参加ください。

家族の医療費が増加傾向

1人当たり医療費及び医療費の三要素（受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費）の推移をしてみました。



1人当たり医療費

1人が1年間に使った平均医療費

平成21年度の1人当たり医療費は、組合員はほぼ横ばいとなっていますが、被扶養者については8年連続の増加となっており、平成17年度と比較して1万3523円増加しています。組合員と被扶養者の医療費を比較しても平成20年度以降は被扶養者の医療費が組合員の医療費を上回っています。

共済組合では、短期給付財政の安定化計画を策定し、健康講座等による健康情報提供やがん検診等補助、人間ドック等利用助成による疾病予防の事業等を進めるとともに、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施しています。皆さんも生活習慣に気をつけ、各事業をご利用になり、早期発見・早期治療を心がけましょう。

医療費の三要素の推移

受診率

1カ月100人当たりの受診件数

平成20年度と比較して組合員と被扶養者ともに増加していますが、特に被扶養者は増加傾向にあり、平成21年度は70%を超える高い率になっています。

1件当たり日数

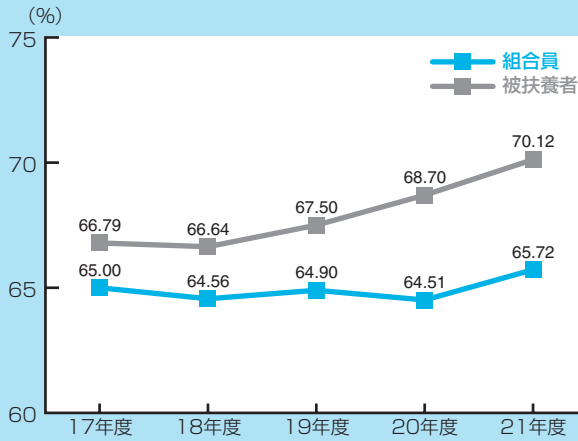
一つの医療機関で1カ月に受診した平均日数

平成21年度の1件当たり日数は、組合員が1・78日、被扶養者が1・81日となっています。医療費の三要素のうち1件当たり日数だけは、組合員・被扶養者ともに減少傾向にあり、薬剤投与期間の長期化などの影響があるものと考えられます。

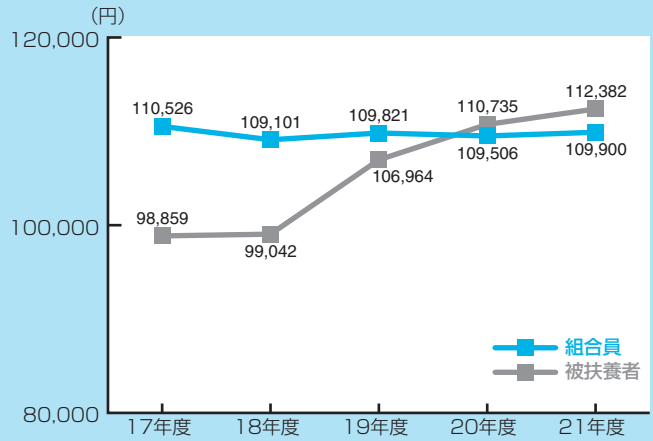
1日当たり医療費

1日にかかった平均医療費

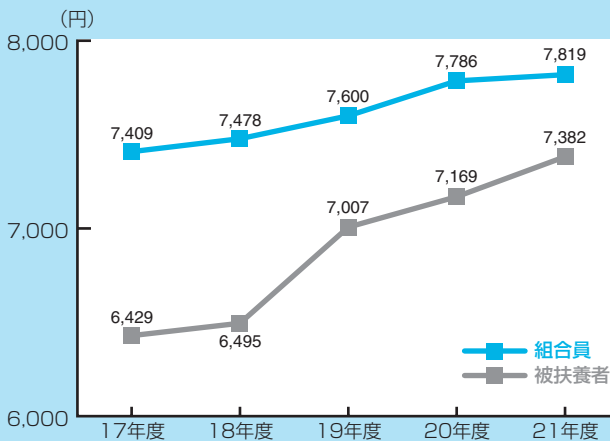
医療の高度化や薬剤投与期間の長期化などの影響から、組合員・被扶養者ともに、1日当たり医療費は上昇傾向にあります。特に被扶養者は平成17年度と比較して約15%の高い伸び率となっており、受診率同様、1人当たり医療費を増加させる一因となっています。



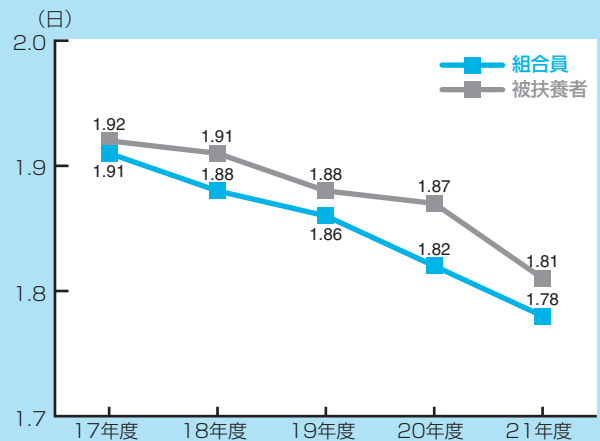
受診率の推移



1人当たり医療費の推移



1日当たり医療費の推移



1件当たり日数の推移

家族の新生物の 医療費が大幅増

平成21年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位 新生物2億7400万円(13・7%)2位 循環器系2億5500万円(12・8%)3位 内分泌1億5300万円(7・7%)となっています。

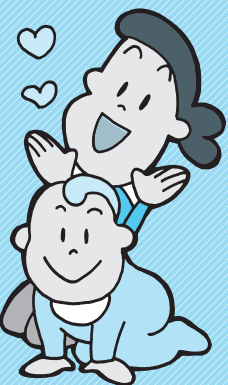
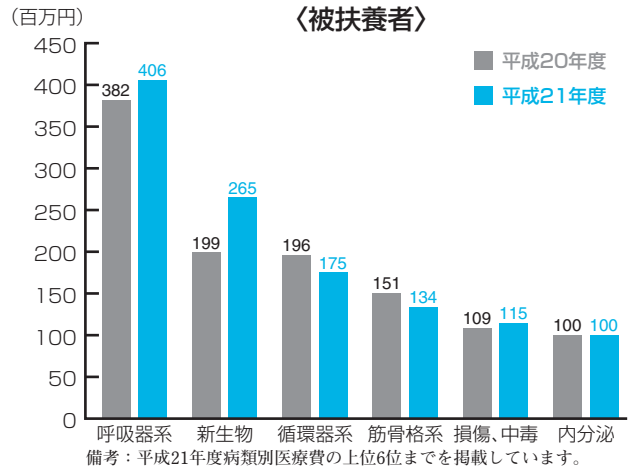
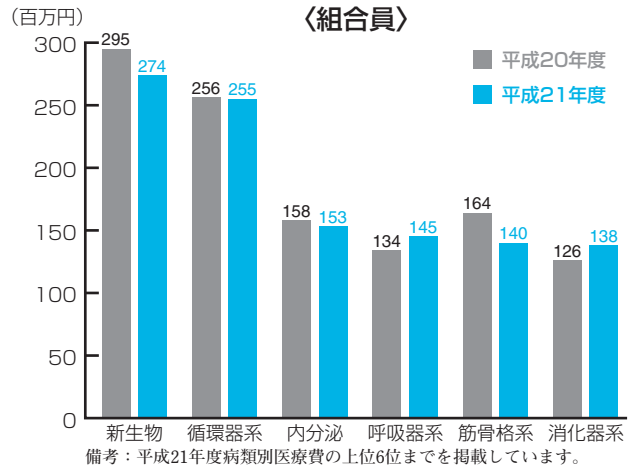
平成20年度と比較して、上位の病類別は全体的に減少傾向にあります。特に1位の新生物の医療費は2100万円の減少となっていますが、医療費全体に占める割合は依然高くなっています。

被扶養者については、1位 呼吸器系4億600万円(17・7%)2位 新生物2億6500万円(11・6%)3位 循環器系1億7500万円(7・6%)となっています。

上位3位の順位は平成20度と同じですが、2位の新生物は6600万円の大幅な増加となっており、被扶養者に係る医療費の増加の一因となっています。

病類別の主な疾患・症状

病 類	主 な 疾 患 ・ 症 状
呼吸器系	急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症、急性呼吸不全
新 生 物	胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物
循環器系	高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈硬化症
筋骨格系	腰痛症、坐骨神経痛、肩関節周囲炎、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、多発性関節症、脊椎症
内 分 泌	糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症
消化器系	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎
損傷、中毒	頭蓋骨骨折、胸骨骨折、頭蓋内損傷、脳振とう、熱傷、腐食、薬剤及び生物学的製剤による中毒、日射病、凍瘡、外傷性ショック



● 育児休業手当金の改正 ●

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行により、組合員が育児休業をした場合に、当該組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者とその子の一歳に達する日以前の日ずれかの日において育児休業をしている場合は、その子が一歳二か月に達する日までの育児休業をした期間について育児休業手当金を支給することとされました。ただし、当該期間(その子の出生の日及び産後休暇を含む)が一年(保育所に入れない等の総務省令で定める場合に該当する場合は、一年六月。以下同じ)を超えるときは、一年となります。

**育児休業手当金の
支給対象期間が改正
されました!**

平成22年6月30日から施行!

被扶養者の
皆さん!

特定健康診査を受け ましたか?

特定健康診査(以下「特定健診」とは

本年度中に40歳～74歳になる方を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健診です。本年度も自己負担なし(無料)で受診できます。

●被扶養者：対象となる方は、6月初旬に「受診券」を所属経由で配付しています。(※本年4月1日現在で資格のない方を除きます。)

受診券送付時の文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証(保険証)を必ずお持ちになり、契約実施機関(受診券配布時に一覧表を同封)で受診してください。また、予約が必要な場合がありますので、事前に実施機関にご照会ください。

なお、受診券の有効期限は平成22年12月31日ですので、期限内の受診をお願いします。

※人間ドック利用者はドック受診をもって特定健診を受診したこととします。受診券は配布していません。

6月初旬に「特定健康診査受診券」(以下「受診券」)を送付済みです!

●組合員：職場の定期健康診査又は人間ドックの受診をもって特定健診を受診したものとします。

●任意継続組合員及びその被扶養者：対象の方は、ご自宅へ「受診券」を送付しています。

特定健診の結果データに基づき、生活習慣の改善が必要と判定された方には、特定保健指導を行います。

特定保健指導とは

特定健診の結果データに基づき、階層化を行い、「積極的支援」、「動機付け支援」と判定された方を対象に面接・通信により生活習慣改善のための支援を行うものです。本年度も自己負担なし(無料)で利用できます。

特定健診等に関する問い合わせ先
保健課厚生係

(089・945・6318)

ライフプランセミナー (ミドルエイジ・退職予定者)を開催します!!

組合員の方への生きがい、健康、家庭経済設計等に係る情報の提供及び生涯を通じた生活設計づくりの支援のために、下記のとおりライフプランセミナーを(財)愛媛県市町村職員互助会と共同で開催します。

	ライフプランセミナー(ミドルエイジ)	ライフプランセミナー(退職予定者)
開催日	平成22年7月9日(金)	平成22年8月9日(月) …東予地区、中予地区(伊予市・東温市) 平成22年8月10日(火) …中予地区(松山市) 平成22年8月11日(水) …中予地区(久万高原町・松前町・砥部町)、南予地区
開催時間	10時00分～16時30分	10時00分～16時30分
対象者	①40歳から55歳未満の組合員 ②①以外の組合員(定員を超える応募があった場合は、受講をお断りする場合があります。)	①本年度末退職予定者 ②①以外で55歳以上の組合員(定員を超える応募があった場合は、受講をお断りする場合があります。)
日程等	日程表のとおり。	
開催場所	松山市三番町5丁目13-1 えひめ共済会館4階「豊明」	
定員	60名	270名
申込方法	共済事務担当課を経由してお申込みください。 ※既に所属所あてにご案内しています。なお、ミドルエイジについては、6月中に募集を締め切っています。	
その他	参加料は無料です。(昼食は共済組合及び互助会でご用意します。)	

ライフプランセミナー (ミドルエイジ)・(退職予定者) 日程表

時間	内容
10:00～10:10	開会あいさつ
10:10～10:15	オリエンテーション
10:15～10:45	[ビデオ上映]
10:45～12:00	[講演] ライフプランとは あなたのライフプラン (財)地方公務員等ライフプラン協会
13:00～14:00	人生90年時代の経済設計 野村證券株式会社 投資情報部
14:10～15:10	人生いきいきボランティア講座 愛媛県民環境部管理局県民活動推進課
15:15～15:30	地方公務員共済組合制度について
15:30～16:00	互助会事業について
16:00～16:30	

※一部事務組合は、それぞれ主たる事務所の所在する市町の区分に含めます。
※職務等の事情により該当地区の開催日に受講できない場合は、他の地区の開催日への申込みも可能です。

「ライフプランステーション」をご利用ください!

ライフプランステーションは、本組合のホームページから簡単に接続することができる野村證券株式会社が開設する組合員及び被扶養者を対象とした情報提供コンテンツです。本組合専用のログインID、パスワードを入力することにより、無料で(インターネット接続等に係る費用を除く。)で利用することができます。(※必ず利用規定を確認の上、ご利用ください。)

ログインID ehime

パスワード
32380412

ボーナスの預入れ先に最適!

共済貯金 年利 1.0%

(税引後年利 0.8%・7月1日現在)

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした資金を安全に運用し、高利回りの普通貯金としてご愛用いただいています。ボーナスの預入れ先としてぜひご活用ください。

預け入れは、臨時増額貯金の専用振込用紙を使い、金融機関の窓口から随時行うことができます。

なお、新規に臨時増額貯金や定例貯金の利用を希望されるときは、あわせて印鑑票などの提出が必要となります。ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

物資指定店 追加・変更のお知らせ

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
追加	H22.4.22	㈱ビッグ四国 松前店	伊予市下吾川 1217-1	(089) 987-1100	自動車
変更 (店名)	H22.4.26	㈱ホンダカーズ 宇和島 (変更前) 宇和島ホンダ販売(有)	宇和島市川内 甲 920-1	(0895) 25-0221	自動車

地方公務員共済組合連合会

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成22年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：%)

区分	平成21年9月～ 平成22年8月
給料に対する割合※	9.47125
期末手当等に対する割合	7.577



区分	平成22年9月～ 平成23年8月
給料に対する割合※	9.69250 (+ 0.22125)
期末手当等に対する割合	7.754 (+ 0.177)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。
※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

お気軽に、ご利用ください!

えひめファミリー健康相談

年中無休・24時間受付、インターネットでも相談もできます。病気の悩み、育児の不安、介護の知識、福祉情報など健康について、保健師・看護師を中心に有資格かつ経験豊かな専門スタッフがご相談をお受けします。

メンタルヘルスカウンセリング

面接相談・インターネット相談もできます。メンタルヘルスについてお悩みでしたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
受付：月～金 9:00～21:00
土 10:00～18:00
(日・祭・1月1日～3日年始休み)

組合が実施しています「えひめファミリー健康相談」及び「メンタルヘルスカウンセリング」の平成21年度の相談内容及び件数を取りまとめましたのでご報告します。

病気の悩み、育児の不安、福祉情報などについて、経験豊かな専門スタッフがご相談をお受けしますので、今後ともお気軽にご相談ください。

えひめファミリー健康相談の相談内容		メンタルヘルスカウンセリングの相談内容	
内容	件数	内容	件数
病気	18	メンタル症状(うつ不安など)が出ている	4
症状	14	上司の問題で悩んでいる	2
メンタルヘルス	8	職場でいじめにあっている	2
薬の知識	6	子供の問題を抱えている	2
健康管理	3	出勤するのがつらい	1
病院・医療機関・施設	3	退職・転職・就職等の問題を抱えている	1
暮らしの情報	2	家族との関係がうまくいかない	1
女性の健康と妊娠・出産	1	夫婦関係に問題を抱えている	1
検査の知識	1	離婚・別居の問題を抱えている	1
その他	9	その他	4
計	65	計	19

松山でのご宿泊は是非 交通至便で安全・安心 えひめ共済会館をご利用下さい

●●● えひめ共済会館からのお知らせ ●●●

えひめ共済会館は、耐震補強を実施し、安全・安心な会館として、平成22年6月1日(火)リニューアルオープンいたしました。全客室に、地デジ対応液晶テレビ及びインターネット接続用LANを設置いたしましたので、ご活用ください。また、1階にレストラン「折衷ダイニング結の樹」が新装オープンいたしました。皆様のご利用をお待ちしております。

安全・安心

耐震補強工事も完成
地デジ対応液晶テレビも完備

SUMMER PLAN

結の樹おすすめ
日本料理 五千円(税込)

シングルバス付き (耐震補強機材あり)

その他、ご予算ご要望に合わせて承ります。

宿泊予約状況 (6月10日現在) ※共済会館のホームページから宿泊予約ができるようになりました。

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●	●	×	●	●	▲	●	●	●	▲	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	●	▲	●	●	●	●	▲	×	●	●	●	●	●	●	●

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●

●余裕あり ▲あと僅か ×満室

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003
松山市三番町5丁目13番1

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

共済会館のホームページを リニューアルしました!!

えひめ共済会館のURL・E-mailアドレスが
平成22年6月1日(火)から下記に変更になりました

URL <http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>
E-mail e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



組合の現況

(平成22年5月末現在)

- ◎所属所数————— 42
- ◎組合員数————— 15,540人
 - 男————— 10,126人
 - 女————— 5,414人
- ◎平均給料月額(短期)—— 319,058円
- ◎被扶養者数————— 18,673人
(含任継————— 内279人)
- ◎任意継続組合員————— 427人
- ◎年金受給者数————— 15,397人

「虹の森公園まつり」は、新鮮な桃や加工品を求める多くの人で賑わいます。



特にこの地域は昼夜の温度差が大きいので、収穫される桃はみずみずしく、非常に甘いと評判。桃を原材料としたワインなどの加工品も人気があり、県内外へ出荷されています。毎年、桃の最盛期となる7月中旬に、道の駅「虹の森公園まつり」で開催される「桃まつり」は、

四万十川の支流の一つである広見川の中流域に位置する松野町は、周囲を高い山々に囲まれた山あいの町です。その豊富な水と急峻な土地を活かし、桃の栽培に力を入れていて、県内でも有数の桃の産地となっています。

桃(松野町)

